

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

予算の早期執行による経済効果の最大限の発現を図るため、公共工事に要する経費について、地方公共団体が前金払をすることのできる使途を、現場管理費、一般管理費等を含む、工事の施工に係る費用全般に拡大する必要があるからである。

2 改正の概要

○ 地方公共団体が発注する公共工事に要する経費の前金払の特例として、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の 3 割^{※①}を超えない範囲内に限り、前金払をすることができることとされ、さらに、総務省令で定める経費（工事 1 件の請負代金の額が 50 万円以上の土木建築に関する工事において、当該工事の材料費等^{※②}に相当する額として必要な経費とされている。）については、当該割合によることが適当でない^{※③}と認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に 3 割を加えた額を上限とすることができることとされている（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条第 1 項）。

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条第 1 項において、上記前金払の上限 6 割（3 割+3 割）^{※③}の経費のうち、4 割^{※④}を超えない範囲内で先行的な前金払をすることができることとされている。

※①、③ 東日本大震災に伴う災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行する公共工事に要する経費については、当該経費の 4 割とされ、前金払の上限は 7 割となる（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条第 2 項）。また、工期の 2 分の 1 を経過すること等一定の要件を満たす場合には、さらに、当該前金払の割合に 2 割を加えた額（中間前金払）を上限とすることができることとされている（地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条第 3 項）。

② 材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料をいう。

④ 東日本大震災に伴う災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行する公共工事に要する経費については、当該経費の 5 割とされている（地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条第 2 項）。

○ 現在、国は、平成 28 年度予算の早期執行について、9 月末までに約 8 割の契約締結を目標とする過去最大規模の前倒しを指示しており、前払金の活用を含め、労働者や下請会社等に資金が行き渡ることを通じて、経済効果が発現されることを企図しているところ、前払金の使途が、主に直接工事費に限定されているため、工事開始後、前払金が元請会社の手元資金として残ったままとなり、公共工事の実施による経済効果

に前払金が最大限活用されないことが懸念される。

- そこで、予算の早期執行による経済効果の最大限の発現を図るため、材料費等を現場管理費、一般管理費等を含む、工事の施工に係る費用全般とし、前金払をすることができることとする。

3 施行日

公布の日から施行（改正後の地方自治法施行規則は平成 28 年 4 月 1 日から適用）